

## 新年明けまして おめでとうございます。



2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標(ゴール)」の1つめは「貧困をなくそう(No Poverty)～あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、地球上の「誰一人取り残さない」です。

私たちは、2008年12月からワンストップで生活困窮者に対する相談活動を開始し、14年が経ちました。

広島駅地下広場での相談会は、コロナ禍の中、「何でも電話相談会」に変更し、昨年3月、6月、9月、12月と実施しました。シェルターは、12室(うち10室は広島市委託事業)をフル稼働させ、ほっとサロン(憩いの場)は、三密を避けるため「ゆいぽーと」で食事提供を行いました。また、予約制の無料カウンセリングも利用者に喜ばれました。

これら従来の活動に加え、本年4月以降は、新卒のスタッフを迎え、居住支援法人としての活動も開

始する予定であり、現在、広島県の指定を受けるための手続きを行っています。

ところで、新型コロナウイルスの感染拡大で収入が減った人に国が無利子で生活資金を貸す「特例貸し付け」を昨年3月末までに受けた人は、今年1月から返済が始まります。住民税非課税世帯の人は、原則、返済免除となりますが、その他の方も「災害その他やむを得ない事由により返済が困難な場合は返済猶予も受けられるとされていますので、そうした方への相談対応が重要となってきます。困っている人に寄り添いながら、私達はその人の声を代弁し続ける必要があります。本年もご支援よろしくお願ひします。

代表 秋田智佳子

## 関心高める緊急避難場所『シェルター』！

私たちが運営しているシェルターが、最近他地域や他団体、さらに学生などから見学の申し入れが相次いでいます。今年の半年間で、広島市のくらしサポートセンターや尾道市の救護施設、貧困や福祉の研究をしている大学生など多岐にわたり、30名近い見学者がありました。また、最近、具体的にシェルターを利用させて欲しいと、山口県や島根県などの自治体からの申し入れも増えています。シェルターを設置していない自治体も多く、支援者の関心が高まっているということは、それだけシェルターの必要性が高まっているのだと感じます。

私たちが運営するシェルターの特徴であり好評価を得ているのは、完全に個室である点です。その理由は、女性や子ども連れをはじめ集団生活が苦手な人も利用できるためです。しかし、その一方、他のシェルターと違って見守りがないことや緊急時に対応できないこともあります。今回の見学に際してもその説明を行い、実際にシェルターを見てもらいました。見学者の皆さんには、それまで管理の整った



さまざまな地域の団体が訪問し見学

福祉施設のように思われていたようでしたが、見学後は部屋の快適さに感心する声も聞かれるとともに、実際に部屋を利用している人から、「ほっとした生活が送れるようになり、嬉しかった」などの感想を聞き、こうしたシェルターの運営方法に対する賞賛の声も聞かれました。

今回の見学者の皆さんとは、これまで以上に親密な関係を築けたので、今後こうしたつながりを広げたいと感じました。

シェルター管理責任者 成田 結

# 「石の上にも6年」でした！

— Hさんの障害年金獲得の経験 —

私は、このたび「障害年金」が受けられるようになりました。「石の上にも3年」と言われますが、私の場合、そこに至るまで6年の歳月を要しました。途中何度かくじけそうになったのですが、周りの人たちの支えによって何とか実現しました。

6年前に障害年金を受けられないだろうかと思い始めたとき、生活保護を受けている私にとっては、年金が支給されてもそのまま保護費から差し引かれるので直接は関係ないのですが、「障害者加算」が付くことを聞いたのでした。

私の障害は、一般にはなじみの薄い「強迫性障害」だったので、多くの人から、受給は無理だろうと言われてきました。当時のかかりつけの医師に診断書を書いてもらえないかと相談したところ、「あのなあ！障害年金というのは、寝たきりで動けない人がもらうもんだ。あんたは元気だからそんなの書けん！」と蹴されました。そのときは正直どん底に突き落とされたような気持ちになりました。途方に暮れた私は、一度行ったことのある反貧困ネットワークに相談しました。するとすぐに広島市福祉課の担当者を紹介されました。その人は、生活保護を受けている人の中から、障害

年金が受けられそうな人を当たっては、年金の申請を手助けする仕事に携わる人でした。私の話を聞いて「まだそんなことを言う人がいるのか」と驚いていました。同時に「一つだけの障害では該当しなくても、例えばそれが原因でうつ病を併発することもある。そうなれば状況も変わってくる」とアドバイスをもらいました。私もうつ病で苦しんでいたのが、それを聞いて、目からうろこが落ち、光がぱっと差したように感じました。それから、反貧困ネットワークの日下さんや成田さんたちと一緒に、よく話を聞き理解もしてくれる医師と、年金の申請を粘り強く手伝ってくれる社会保険労務士を必死で探しました。すると間もなく、近くに同じ経験をした知人がいるので、その人から紹介してもらってはどうかとの知らせをもらい、とんとん拍子に話が進み、今回の支給決定に至ったのでした。改めてお世話になった皆さんに感謝します。本当にありがとうございました。



状況を変えるには支援者にまず相談

## 解雇無効の金銭解決制度等について

現在、政府の労働政策審議会・労働条件分科会において「解雇無効の金銭解決制度」が検討されています。これは、使用者側が無効な解雇しても、金銭支払いをすることによって、労働契約を解消することができる制度を創ろうとするものです。

このような制度ができれば、「金さえ払えばいつでも解雇ができる」ことになり、違法な解雇を常態化させてしまって、労働契約法の違法な解雇制限を骨抜きにしまいます。

働く人々が職場で賃金や労働時間などの職場環境について不平を述べたり、労働組合を作ろうとすると、使用者側は、労働条件の改善ではなく、まず「解雇」を通告して排除しようとしてしまうからです。「所詮、後から金で解決すれば済む」という考え方を増長させ、違法な解雇を増加させる結果となるのです。また、このような状況になると、働く人々は、職場でいろいろな不満があっても、使用者に何か言う「解雇によって職場から排除される」のを怖れて、何

も言えなくなったり、労働組合を作って闘おうとする団結権さえも妨害されることとなります。

当然、このような制度を創ることについては、審議会の労働側委員や労働組合も「こんな制度は不要であるばかりか、解雇を増長させる」と言って反対していますが、分科会の会長は、強行に議論を進めようとしています。

さらにこの審議会では、「裁量労働制」の対象業務の拡大や手続き要件の緩和を検討しています。この制度は、労働時間の把握や記録の義務を外して「見なし労働時間」に置き換えて、割増時間外賃金の支払いを免れようとするものです。

このように政府は、働く人々の労働条件の改善を唱えながら、裏では企業が労働者をより安く効率的に働かせる制度に着々と変えようとしているのです。このような制度改悪を許すわけにはいきません。団結して闘いましょう。

弁護士 山田延廣

## スタッフ紹介

9月から新たに支援メンバーに加わった秋田紀之と申します。シェルター入退去時のサポートを中心とする諸業務（何でもやる）を担当しています。前職を定年退職後、それまでの経歴を生かした仕事をやっていたのですが、縁あって支援活動の一端を担うこととなりました。

前職で、地域経済・地域計画・地域産業支援を行う研究機関に所属し、研究員として中国地方や全国を回って調査研究活動を行っていた経験から、鉄道や廃線を生かした地域活性化に取り組む活動を支援しています。今年9月、海外からの観光客が鉄道で日本をめぐるためのガイドブック「Japan by Rail」（英語版）がイギリスで出版され、私もこの中で広島周辺地域を担当し調査と執筆を行い、カープ人気や岩国のソフトクリームショップの対決を紹介しました。元来旅好きな「鉄っちゃん」であり、仕事とプライベートを通じて日本全国47都道府県はすべて訪れた経験があるので、初対面の人ともその人の地元トークができるのが強みです。

シェルターを利用する必要のある人たちの中

には出身地を遠く離れて、広島にやってきた人も多く、そうした人との接点を持つのにこれまで各地を訪れた経験が役に立てばと思っています。

今回支援活動に携わってみて、新型コロナウイルス感染と支援のあり方に課題があることが分かりました。感染が収束していない状況で、医療の専門家ではない支援団体が感染の疑われる要支援者とどこまで接するべきなのか、専門家を擁する市にもっと関わってもらわなければならないのではなかと感じます。

皆さんともいろいろお話できればと思いますので、事務所にお越しの機会があれば、ぜひ声をお掛けください。

秋田 紀之



鉄道を活かす地域活動にも携わる

## いつもありがとうございます

毎年、広島アライアンス教会（広島市中区西白島町）から、クリスマス前に、たくさんの物品寄付をいただいています。11月のお食事会の際、利用者の方々にお土産として提供し、大変喜ばれています。



当会理事長秋田弁護士の元同僚のご家族から、毎年のように寄付をいただいています。

## 共同募金のお願い

じぶんの町を良くするしくみ。  
赤い羽根共同募金



共同募金（赤い羽根）の社会課題解決プロジェクト振込用紙による活動資金のご援助をお願いします。

- 振込料無料 所得税寄付金控除 有
- 期間 2023年1月1日から3月31日まで
- 反貧困ネット用の共同募金会振込用紙で、上記期間中に入金いただいた募金は、広島県共同募金会から全額が当団体に助成されます。

どうぞ、ご支援をお願い致します。

12月6日開催の

# なんでも電話相談会

12月電話相談会結果報告

12月6日（水）午前10時から午後4時まで、広島弁護士会館で何でも電話相談会を開催しました。今回は相談件数26件と、前回9月44件と比べて件数は伸びませんでした（3月は40件、6月は31件）、午前10時開始直後は、ひっきりなしに電話がかかり、用意した5台の電話が全てうまり、折り返し待ちになってしまう状態でした。そのため電話をスピーカーホンの状態にし、複数の専門家が一齐に対応しました。

今回の内容では、コロナの影響で商いの客が減り、借金による自転車操業が続いている（50代）、コロナ禍で家にいる時間が増え、将来が不安（70代）、年金が少なく貯蓄を切り崩しながら生活しており生活が非常に苦しい（60代）、元請会社の社員からパワハラを受けている（60代）など深刻な相談が寄せられました。



専門家による相談対応を実施

（相談件数）27件（男性11名、女性16名）（20代1名、30代40代各4名、50代7名、60代4名、70代2名、80代1名、不明4名）

（相談種別）心の不安11件、相続6件、生活苦4件、セクハラ・パワハラ3件、借金、生活保護、コロナ関連相談、近隣トラブル、損害賠償各2件、住まい、消費者取引、誤振込、売買、隣人関係、離婚、児童扶養手当各1件

## 反貧困ネットワーク広島 シェルター利用状況

2009年5月1日から2022年12月31日まで  
（単位：世帯）

年代	男性	女性	合計
10代	9	18	27
20代	162	69	231
30代	286	65	351
40代	354	96	450
50代	281	60	341
60代	198	43	241
70代	103	30	133
80代	11	9	20
不明	16	27	43
合計	1420	417	1837

単身 1698 夫婦 41 親子 94 その他 4

## 今後の相談会の予定

- ・2023年3月22日（水）10時～16時  
なんでも電話相談会（広島弁護士会主催）
- ・2023年6月6日（火）10時～16時  
暮らしとこころの総合相談会（反貧困ネットワーク主催）  
（面談・電話）

※会場 広島弁護士会館（予定）

## ●寄付のお願い

- ・米（玄米）、ラーメン、そうめんなど保存食品、タオル、洗顔用品、洗剤、新品の下着や靴
- ・炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び可能な家電製品、自転車など重い物は車で取りに伺いますのでご連絡ください。

シェルターへの問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ  
平日10:00～17:00 電話 082-545-7709 または 電話 090-4890-1579

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島  
広島市中区東白島14-15  
NTTクレド白島ビル7階  
広島総合法律会計事務所内  
電話：082-227-8181 F A X：082-227-1200  
大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階

会費・寄付振込先

- 正会員（個人）年会費 2,000円
- 正会員（団体）年会費 5,000円
- 賛助会員（個人）年会費 5,000円
- 賛助会員（団体）年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島  
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼

